

---

---

新型コロナウイルス感染症に係る  
予 防 接 種 実 施 計 画

---

---

令和3年3月 河津町

## 目 次

1	目的	・・・1
2	予防接種体制	・・・1～5
3	個人情報保護	・・・5
4	基礎疾患を有する者への接種	・・・5～6
5	高齢者施設入所者及び 従事者への接種	・・・6
6	住民票所在地以外での接種 (住所地外接種)	・・・6～7
7	予防接種までの流れ	・・・8
8	接種当日の流れ	・・・9

### 参考資料

- ▼新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き
- ▼予防接種に係るQ&A集

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。本予防接種実施計画は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（以下「接種手引き」という。）に基づき、予防接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確にすることを目的とします。

## 2 予防接種体制

### (1) 接種対象者

原則河津町内で接種を受けることとし、接種を受ける日に、河津町の住民基本台帳に記録されている者を対象者とします。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関わる法律に基づくいわゆる薬事承認においてワクチンの適応とならない者は接種の対象から除外されます。

長期入院、長期入所等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができます。

### (2) 接種順位・対象者数

令和3年3月20日現在

順位	発送区分	内容	対象者数
1	医療従事者等	町内医療機関、薬局の従事者、救急隊員等	367人
2	65歳以上 <sup>※1</sup>	令和3年度中に65歳以上に達する方 ワクチン供給量や時期等により細分化を行う 可能性がある	2947人
3	基礎疾患を有する者	①令和3年度中に65歳に達しない方で、以下の病気や状態で通院・入院している方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む） ・慢性の腎臓病・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンまたは服薬治療中の糖尿病またはほかの病気を併発している糖尿病 ・その他「接種手引き」に示されているもの ②基準（BMI30以上）を満たす肥満の方	196人 <sup>※2</sup> (6.3%)
4	高齢者施設 の従事者	介護保険施設等	46人 <sup>※2</sup> (1.5%)
5	60歳 ～64歳 <sup>※1</sup>	ワクチン供給量によっては、基礎疾患を有する者と同時期に接種を行う	455人
6	その他の者	ワクチン供給量等を踏まえ、順次接種	2870人 <sup>※3</sup>

※1 発送区分の年齢は令和4年3月31日時点での満年齢に基づく。

※2 国が示す算定方法により試算。 ※3 対象年齢を16歳以上として算出。

(3) 接種券（クーポン券）及び予診票の送付

1	65歳以上	令和3年4月12日～	2947人
2	60歳～64歳	令和3年6月以降	455人
3	60歳未満	ワクチン供給量を踏まえ、順次発送	3571人
合 計			6973人

※ 発送区分の年齢は令和4年3月31日時点での満年齢に基づく。

※ 基礎疾患を有する者については、64歳以下の発送と同時期とする。

(4) 予約体制の確保

1日当たりの接種者数を一定に保つ必要があるため、予約専用電話番号を設け、予約制とします。そのため、予約を受け付ける専任職員を3名配置します。

65歳以上の予約受付は電話で行い、64歳以下はQRコードを読み取りによるオンライン予約ができる体制を整え、電話との併用で受け付けを行います。

**河津町ワクチンコールセンター（健康福祉課内）**

**0558-36-3556**

**受付時間：平日午前9時～午後4時**

接種間隔がワクチンメーカーによって決められていること、1回目の接種が予定どおり受けられない可能性があることから、電話予約・オンライン予約は1回目のみ受け付け、2回目の予約は1回目接種後に会場で受け付けます。

(5) 実施期間

番号	対象者	実施期間
1	70歳以上	【1回目】5月10日～5月28日 6月21日～7月9日 【2回目】5月31日～6月18日 7月12日～7月30日 以降も実施
2	65歳以上	【1回目】5月17日～5月28日 6月21日～7月9日 【2回目】6月7日～6月18日 7月12日～7月30日 以降も実施
3	基礎疾患を有する者	ワクチンの供給量を踏まえ、順次接種
4	高齢者施設の従事者	高齢者施設入所者と同じタイミングで接種
5	60歳～64歳	ワクチン供給量等を踏まえ、順次接種
6	その他の者	ワクチン供給量等を踏まえ、順次接種

---

---

(6) 接種会場・医療従事者の確保

ワクチンの集団接種を実施する会場は、河津町保健福祉センター（河津町保健福祉防災センター内診療所）とし、医療従事者については、賀茂医師会及び伊豆今井浜病院に協力を依頼する他、在宅看護師を確保するものとします。

その他、やむを得ない事情により集団接種会場での接種が不相当と判断される方の接種機会確保のため、賀茂医師会、町内医療機関と協議の上、個別接種可能な体制確保に努めます。

(7) 安全性の確保

予防接種を受ける際に注意が必要な者について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、医師に相談し、判断を仰ぐこととします。

(8) 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保します。

- 接種予約、接種券（クーポン券）等に関するご相談、お問い合わせ先

河津町ワクチンコールセンター

☎0558-36-3556（平日午前9時～午後4時）

- ワクチンの安全性や副反応に関するご相談、お問い合わせ先

静岡県新型コロナワクチン接種副反応相談窓口

☎050-5445-2369（毎日（土日・祝含む）午前9時～午後5時）

(9) 接種体制

接種体制については、全町民が対象となり、1人当たり2回の接種が必要となること、今後は使用ワクチンの種類が増える想定であることから、誤接種等を防ぎ、円滑に効率よく実施できるよう体制を確保します。

ア) 予防接種の回数及び間隔

予防接種は、1人につき2回実施します。現時点で薬事承認済みのファイザー社製ワクチンの場合、1回目と2回目の間隔は3週間となっており、3週間を超える場合はできるだけ速やかに接種します。

イ) 1週間で接種可能な曜日及び時間帯、1日当たりの接種可能人数

月曜日、水曜日、金曜日の午後1時～4時を基本としますが、ワクチン供給量や新しく薬事承認を受けたワクチンが追加される等、状況に応じて曜日の追加等を行います。

2名の医師により30分当たり20人の接種を実施し、1日当たり接種可能人数は120人とします。

ファイザー社製ワクチンは、1バイアル当たり5人分となるため、5の倍数で1日の接種予定者を管理します。（1バイアル6人分接種可能となる針・シリンジが確保された場合には6の倍数で管理します。）

【担当医・時間帯ごとの接種予定人数】

番号	予診及び接種担当医	時間帯	予定人数
1	月曜日：佐藤有規医師、 鈴木和重医師 水曜日：佐藤有規医師、 伊豆今井浜病院医師 金曜日：鈴木和重医師、 伊豆今井浜病院医師	13：00～13：30	20人
2		13：30～14：00	20人
3		14：00～14：30	20人
4		14：30～15：00	20人
5		15：00～15：30	20人
6		15：30～16：00	20人
1日当たり合計			120人

ウ) 接種に係る期間

高齢者の接種については、70歳以上は令和3年5月10日（月）から、65歳以上は5月17日（月）から始まり、2回目の接種を終えるまで概ね2か月程度を想定しています。

65歳未満の接種については、7月下旬以降に接種開始し、12月には大多数の接種を終えることを想定しています。

国は接種期間を令和4年3月31日までとしており、本町も令和3年度末まで接種可能な体制を維持します。

エ) 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後15分間は被接種者の状態を観察する必要があります。

また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があります。

本町においては、看護師等専門職を配置し、健康観察を行います。

オ) 施設入所者の接種

入所者施設内で接種が受けられるよう体制を整えます。

(10) 管理体制

ア) ワクチン等医薬材料の管理

ワクチンを保管する冷凍庫・冷蔵庫は、河津町保健福祉センターに設置し、冷凍庫・冷蔵庫、針・シリンジ等保管棚には必ず施錠します。

超低温冷凍庫の使用にあたっては、専用ブレーカーを備えた非常用電源回路を使用し、万全を期します。

また、ワクチンの管理責任者を役場健康福祉課に1名配置し、在庫や調達の管理を行います。

---

---

イ) **スケジュール管理**

予防接種に係る全体のスケジュールを管理する必要があるため、役場健康福祉課に管理責任者を配置します。

ウ) **人的体制の管理**

予防接種には多くの職員等の協力を得る必要があることから、接種日毎の人員配置等を管理する職員を役場健康福祉課内に配置します。

(11) **健康被害救済の申請受付、給付**

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、厚生労働大臣が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行います。

### **3 個人情報保護**

新型コロナワクチンの接種に関する情報の中には、個人情報が含まれることから、個人情報を適切に管理することが必要です。個人情報の取扱いについては、河津町個人情報保護条例（平成17年3月11日条例第3号）に基づき、適切に管理します。個人情報取り扱いの対象者は、令和4年3月31日時点で満16歳以上の町民とし、情報管理は紙媒体及び電子媒体であり、役場庁舎内、接種会場及び委託機関において厳重に管理するとともに、目的外使用を禁止します。

### **4 基礎疾患を有する者への接種**

基礎疾患を有する者は、自己申告（証明書不要）により、65歳以上高齢者の次の順位での接種ができます。本町では、65歳未満とほぼ同時期の接種開始を想定していますが、一定の期間を設け優先的に予約を受け付けるように配慮します。

優先接種の対象となる基礎疾患については以下のとおりとします。その他基礎疾患については「接種手引き」最新版に準じたものとします。

#### **【優先接種の対象となる基礎疾患】**

(いずれも令和4年3月31日満16歳以上64歳以下の者)

- 1 以下の疾患や症状の方で、通院／入院をしている方
  - ・慢性の呼吸器の病気
  - ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
  - ・慢性の腎臓病
  - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
  - ・血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
  - ・免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
  - ・ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている
  - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
  - ・染色体異常
  - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
  - ・睡眠時無呼吸症候群
- 2 基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方

## 5 高齢者施設入所者及び従事者への接種

### (1) 対象となる町内施設

番号	施設名	所在地	入所者数	従事者数
1	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム サンシニア河津	田中 520-1	70 人	108 人
2	介護老人保健施設 河津おもと苑	川津筏場 1512-18	38 人	28 人

### (2) 入所者の接種順位及び接種会場

高齢者施設入所者の接種順位は、65 歳以上高齢者に含まれ、医療従事者の次に優先して接種されます。おもと苑へは河津浜病院、サンシニア河津へは伊豆今井浜病院の医師が出向き、施設を会場にして接種できる体制を整えます。

### (3) 高齢者施設従事者への接種

施設従事者の接種順位は、①医療従事者、②65 歳以上高齢者、③基礎疾患を有する者に次ぐ 4 番目となりますが、入所者への接種を行うタイミングに合わせて接種することができます。従事者が入所者と同じタイミングで接種を行うには、施設ごとに接種予定者の名簿を提出していただき、本町にて接種券（クーポン券）付き予診票を発行します。

## 6 住民票所在地以外での接種（住所地外接種）

### (1) 住所地外接種の機会の確保

新型コロナワクチンの接種対象者は、原則住民票の所在地の市町村において接種を行うこととされていますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している者や医療従事者、入所施設従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合については、滞在先及び勤務先において接種を受けることができます。

### (2) 住所地外接種の対象

やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者は以下のとおりです。

- ・ 出産のため里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生



- 
- 
- ・ ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等児童虐待及びこれに順ずる被害者
  - ・ 入院・入所者
  - ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
  - ・ 災害による被害にあった者
  - ・ 勾留または留置されている者、受刑者
  - ・ その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者

(3) 住所地外接種の届出

住所地外接種を希望する場合は、原則接種を行う市町村に事前の届出が必要です。郵送申請、窓口申請、WEB申請のいずれかの方法で届出を行い、接種を行う市町村から発行される「住所地外接種届出済証」を接種当日に持参し、接種を受けます。

(4) 市町村への届出を省略することができる場合

住所地外接種者のうち、以下に示す者については、接種を行う医師への申告等により、申請を省略することができます。

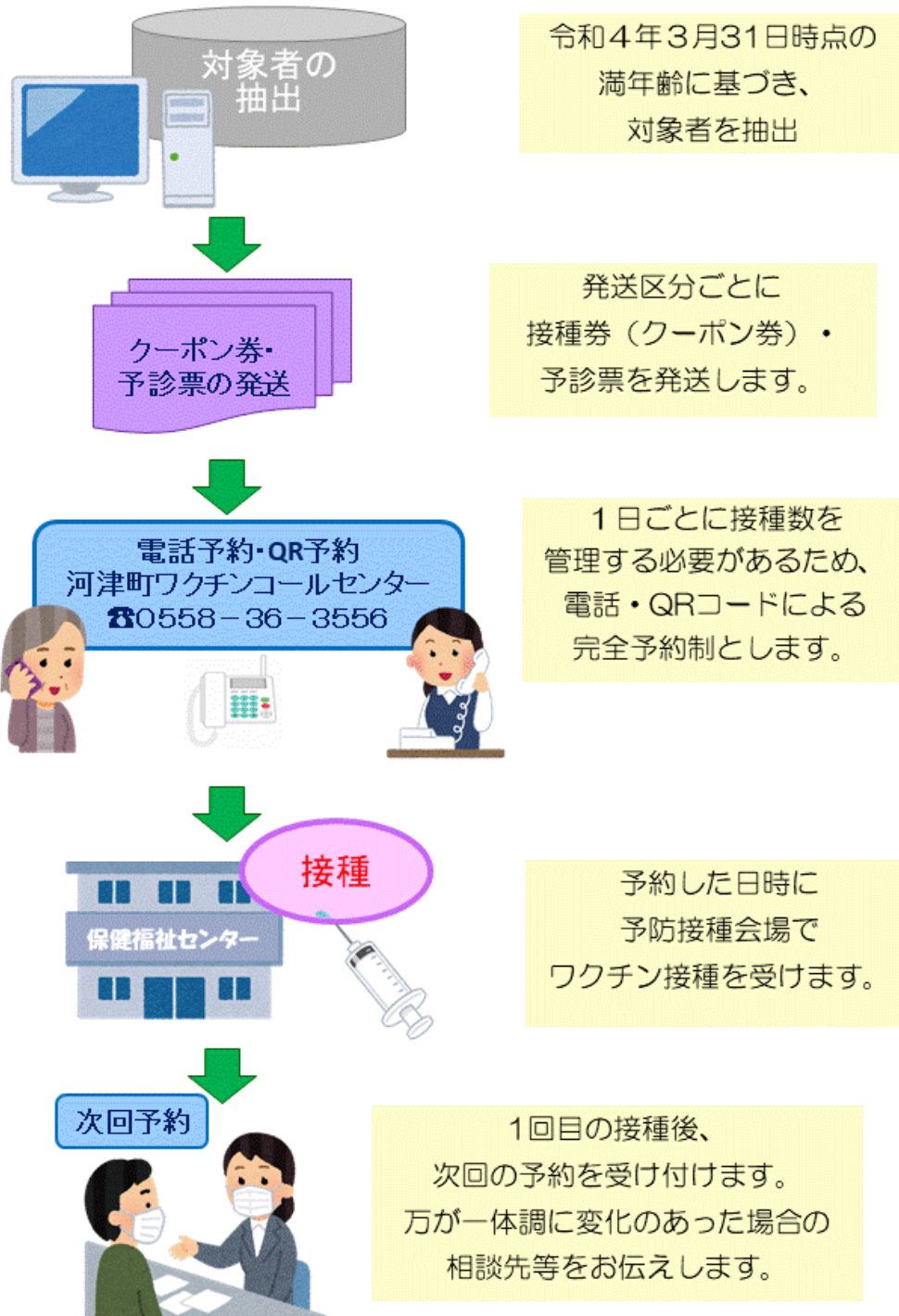
- ・ 入院・入所者
  - ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
  - ・ 災害による被害にあった者
  - ・ 勾留または留置されている者、受刑者
  - ・ 住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行う事が困難である者
- なお、当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限られます。

(5) 市町村への届出が不要となる場合

接種順位の上位となる医療従事者等に係る予防接種は、各医療機関等において接種を行い、接種券（クーポン券）が自治体から発行されていない段階から接種を行うことが想定されているため、住所地外接種届出は必要ありません。

また、接種順位の特例となる高齢者施設等の従事者に係る予防接種についても同様の理由から、住所地外接種届出は不要となります。

## 7 予防接種までの流れ



---

---

## 8 接種当日の流れ

- (1) 来場                    《玄関》
- ・非接触型温度測定にて検温、手指消毒
- ↓
- (2) 受付                    《ロビー》
- ・受付担当職員は、接種券（クーポン券）及び予診票を受け取り、記載された内容と本人確認書類の内容を確認し、接種対象者本人であることを確認する。予約者名簿と照合し、接種券（クーポン券）、予診票を番号付きのクリアファイルに入れて、接種者に渡す。
- ↓
- （移動時、必要に応じて職員が移動を補助する。）
- (3) 予診票の確認        《ふれあいホール》
- ・予診票確認担当職員は予診票未記入の方には記入を促す。
  - ・非接触型体温計を用いて、検温を実施し、予診票に記入する。
  - ・看護師または保健師が、記入済みの予診票を確認し、聞き取りを行う。
- ↓
- （移動時、必要に応じて職員が移動を補助する。）
- (4) 診察（予診）  
ワクチン接種            《診察室 1 または 2》
- ・診察室担当の看護師はクリアファイルの番号順にコールする。
  - ・医師は予診を行い、接種可能と判断した場合には接種を行う。
- ↓
- （移動時、必要に応じて職員が移動を補助する。）
- (5) 接種後の観察        《ロビー》
- ・担当職員はクリアファイルをうけとり、待機時間を記した待機票、接種後の注意事項の書かれたリーフレットを渡す。
  - ・接種者は、接種後アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため一定時間待機し、担当看護師が観察を行う。待機時間は通常 15 分間とし、過去に予防接種後アレルギー症状が出た者やアナフィラキシーを起こしたことのある者は 30 分間とする。
- 次回予約受付        ・ 1 回目の接種の場合、接種後の待機時間中に、次回予約を受け付ける。ファイザー社製ワクチンの場合、原則 3 週間後の同一曜日とする。
- 接種済証発行        ・ 担当職員は、待機終了時間になったら、接種済証を渡す。
- ↓
- (6) 帰宅                    ・ 特に問題なければ帰宅させる。万が一帰宅中、帰宅後に体調に変化があった場合は、接種医に連絡するよう伝えておく。